

# 夫婦の協議

協議成立

協議離婚

## 養育費の取り決め

### 公正証書の作成

話し合いの結果は、「公正証書」にするのが望ましいでしょう。  
公証役場は、日本公証人連合会  
<http://www.koshonin.gr.jp/index2.html>  
のホームページを参照してください。

### 口頭または私的書面

話し合いで納得いく結論に至るのが一番です。親権者を決めるのと平行して、金額、支払時期、支払期間、支払い方法など細かい点まで煮詰め、口約束だけでなく、書面にしましょう。

離婚のとき、養育費の取り決めをせず、養育費の話し合いができない



約束が守られない

公正証書どおりの履行がされない

### 家庭裁判所に養育費の調停の申立て

相手に督促しても払ってもらえない場合、今まで養育費の取り決めをしていなかった場合は、家庭裁判所に養育費請求の調停申立てをし、調停で養育費の取り決めをします。調停での話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所が、審判で決めます。  
調停の申立てについては、裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/> で裁判手続→家事事件→養育費請求を参照してください。

調停条項どおりの履行がされない

### 家庭裁判所に養育費増額（減額）の調停の申立て

事情変更に応じて、養育費の額を決めなおします。調停での話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所が審判で決めます。  
調停の申立てについては、裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/> で裁判手続→家事事件→養育費請求を参照してください。

### 事情の変更

今までの養育費では足りなくなった  
今までの養育費は払えなくなった

調停条項どおりの履行がされない

### 家庭裁判所に履行勧告の申し出

調停、審判、裁判の判決及び和解で養育費の支払いが決まっている場合は、家庭裁判所から相手に「約束どおり履行するように」勧告してもらうことができます。  
取り決めをした家庭裁判所に申し出をしてください。この履行勧告については、裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/> で裁判手続→家事事件→履行勧告手続等を参照してください。



履行勧告の成果がみられない

### 強制執行

履行勧告でも支払われず、又は公正証書で決めたのに支払われない場合は、強制執行を申し立てることができます。

まず、取り決めをした家庭裁判所又は公証役場を訪ね、取り決めた文書を相手方に送達してもらい、送達証明書してもらいます。

その後、管轄する地方裁判所の執行係を訪ね、強制執行の申立てをします。強制執行は、地方裁判所に支払い義務のある人の債権（給与や預貯金）、動産、不動産などを差し押さえてもらい、お金の換えられなかった分はにお金に換えて支払われなかった分に充てる制度です。

強制執行は、裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/> で裁判手続→家事事件→履行勧告手続等を参照してください。

協議不成立

調停離婚

### 家庭裁判所の調停

離婚調停の中で、財産分与、慰謝料、親権者に併せて、養育費の取り決めをします。  
調停の申立てについては、裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/> で裁判手続→家事事件→夫婦関係調整（離婚）調停を参照してください。



### 裁判による判決

裁判により、離婚、財産分与、慰謝料、親権者に併せて養育費の決定をします。

判決どおりの履行がされない

### 養育費の算定

父母が話し合い、子どもの生活と成長のためにどのくらいの金額が必要か、双方が納得する額になることがベストです。子どもは望まずに、片方の親と別れて生活しているわけですから、父や母と同じ水準の生活ができるような額がふさわしいと考えることができます。  
養育費として通常取得することができる金額、「標準的な養育費の額」については、裁判官等から構成される「東京・大阪養育費等研究会」が、「簡易迅速な養育費の算定を目指して」（判例タイムズ平成15年4月1日第1111号掲載）という研究結果を発表しました。  
養育費の話し合いがつかない場合は、最終的に家庭裁判所が決めることとなります。

